

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人山口博久の上告趣意（弁護人の上告趣意書に添付された被告人の補充上告趣意書を含む。）は、事実誤認、量刑不当の主張であり、被告人の上告趣意は、事実誤認の主張であつて、いずれも適法な上告理由にあたらぬ（被告人の昭和四四年四月七日付上告趣意補充書 前掲の弁護人の上告趣意書に添付された部分を除くは、上告趣意書提出期間経過後に提出されたものであるから、判断を加えない。）。

よつて、刑訴法四一四条、三九六条、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官山本清二郎 公判出席

昭和四四年一〇月二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	田	誠
裁判官	入	江	俊 郎
裁判官	長	部	謹 吾
裁判官	松	田	二 郎
裁判官	大	隅	健 一 郎